

宮城県高等学校PTA連合会 高校生総合保障制度

この補償概要は、主な場合を記載しておりますので、具体的な内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、プランによってセットされている補償が異なり、補償できない補償項目がありますのでご注意ください。

■こども総合保険の補償概要

補 償	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
●個人賠償責任補償 (国内外補償) ・個人賠償責任補償 条項の一部変更 ・受託品賠償責任 補償	被保険者が、次の偶然的な事故により、他人の身体や財物(情報機器などに記録された情報を含みます。)に損害を与えたり、国内で電車など(※)を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 ●本人(加入者証記載の被保険者)の居住のための住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 受託品(被保険者が他人から借りたり預かったりしている財物をいいます。)については、本人の住宅内に保管している間、または一時的に住宅外に持ち出している間の事故により生じた損壊などに限ります。 (※)電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用車をいいます。 お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につきご加入の個人賠償責任保険金額限度。ただし、情報機器などに記録された情報の滅失などにかかる損害については、個人賠償責任保険金額または500万円のいずれか低い金額が限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注1) 受託品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●通貨、貴金属、宝石、書画、美術品、自動車、オートバイ、船舶(ヨット、モーターボートなどを含みます。)、動物、植物、データなどの無体物 ●スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツを行っている間の、そのスポーツに使用する用具 など (注2) 損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 (注3) 受託品にかかる損害賠償責任を除き、この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士の選任を含みます。)は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。 (注4) 学校の管理下中やクラブ活動中に、定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、その場合補償の対象となりません。 被保険者の範囲 ① 本人(加入者証記載の被保険者をいいます。) ② 本人の親権者 ③ 本人の配偶者 ④ ①から③までの同居の親族 ⑤ ①から③までの別居の未婚の子 ⑥ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限ります。 ⑦ ②から⑥までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。	次の事由によって生じた損害 ●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の用に供される動産または不動産の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 など <受託品にかかわる保険金をお支払いしない主な場合> 上記に加えて、次の事由によって生じた損害 ●被保険者以外の者に転貸されている間の損壊、盗取 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転 ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ●電気的事故、機械的事故 ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に使用したこと など
●育英費用補償 (国内外補償)	扶養者がケガにより事故日を含めて180日以内に死亡または重度の後遺障害状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、育英費用保険金額の全額をお支払いします。 (注1) 同種の補償・特約をセットしたご契約が他にもある場合には、それぞれのご契約のうち最も高い保険金額が複数のご契約を通算してのお支払いの限度額となります。 (注2) 「育英費用補償」は、次の場合に効力を失います。 ・育英費用保険金をお支払いした場合 ・被保険者が独立して生計を営むようになった場合 ・被保険者が扶養されなくなった場合	次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●妊娠・出産・早産 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 ●扶養者が死亡または重度の後遺障害状態となった時に、被保険者を扶養していない場合 など
●傷害補償 (国内外補償) ・細菌性食中毒補償 セット	○死亡保険金…被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご加入の保険金額の全額をお支払いします。 (注) 同一保険年度に生じた事故によるケガに対して、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を保険金額から控除してお支払いします。 ○後遺障害保険金…被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注) お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、ご加入の死亡保険金額が限度となります。 ○入院保険金…被保険者がケガにより入院した場合に、[ご加入の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象) ○手術保険金…被保険者がケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5] …次頁へつづく	次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●特に危険な運動中のケガ(ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)

補 償	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
…前頁つづき ●傷害補償 (国内外補償) ・細菌性食中毒補償 セット	○通院保険金…被保険者がケガにより通院(通院に準じた状態※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご加入の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度) (※1)骨折・脱臼・靱帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギブスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。	●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など
●熱中症危険補償 (国内外補償)	急激かつ外来の日射または熱射による身体障害に対して、以下の【対象となる保険金】のうちご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。 【対象となる保険金】 「傷害補償」(死亡・後遺障害・入院・手術・通院)の保険金	「傷害補償」の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ
●携行品損害補償 (国内外補償)	被保険者が、住宅外で携行している身の回り品に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(乗車券、通貨などは5万円)を限度として、時価額(※)で算定した損害の額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。 (保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度) (※)保険の対象と同等の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。 (注1)携行品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ、補聴器、動物、植物、データなどの無体物 ●船舶(ヨット、モーターボートなどを含みます。)、自動車、自転車、オートバイ、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 など (注2)自己負担額(1事故につき3,000円)があります。	次の事由によって生じた損害 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ●電気的事故、機械的事故 ●置き忘れ・紛失およびこれらの後の盗難 ●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷 など
●特定感染症 (国内外補償)	被保険者が保険期間中に特定感染症を発病したことにより生じた後遺障害、入院、通院に対して、それぞれ後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。(各保険金をお支払いする場合の要件は、傷害補償と同様です。)	次の事由によって発病した特定感染症 ●保険期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症(この特約を初めてセットしたご契約の場合) ●次の事由により発病した特定感染症 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③地震・噴火またはこれらによる津波 ④戦争・革命・内乱・暴動 ⑤放射線照射・放射能汚染 など
●被害事故補償 (国内外補償)	被保険者が犯罪行為(人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為で、警察署に届け出た場合)またはひき逃げ事故により、事故日を含めて180日以内に死亡または後遺障害(別途定める第1級～第4級)が生じた場合、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して保険金をお支払いします。 お支払いする保険金 次の損害額を、保険の約款に定める算定基準により算出してお支払いします。 (1事故につきご加入の保険金額限度) ●死亡の場合：葬儀費・逸失利益・精神的損害・臨時費用(※)・その他の損害 ●後遺障害の場合：逸失利益・精神的損害・将来の介護料・臨時費用(※)・その他の損害(※)臨時費用は1回の被害事故につき、死亡10万円、後遺障害2万円を限度とします。 (注)損害賠償金や他の給付金(犯罪被害者等給付金など)がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。	次の事由によって生じた損害 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●被害事故のほう助、容認、誘発 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など
●疾病入院医療保険金 (国内外補償)	被保険者が保険期間開始後に病気を発病(注1)し、保険期間中に1泊2日以上入院を開始した場合に、[ご加入の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1回の入院(注2)につき60日限度) (注1)発病について ●継続契約の場合は、この補償をセットして継続されてきた最初の保険期間開始後の発病をいいます。 ●保険期間開始前に発病した病気でも、保険期間開始から1年経過後に発生した入院については、保険金をお支払いします。 (注2)同一の疾病治療を目的として退院日を含めて180日以内に開始した入院については1回の入院とみなします。	次の事由によって発病した病気など ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●アルコール・薬物依存 ●妊娠・出産(帝王切開などの異常分娩はお支払いします。) ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など
●疾病手術医療保険金 (国内外補償)	被保険者が保険期間開始後に病気を発病(注1)し、保険期間中に所定の手術(放射線治療を含みます。)(注2)を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術の場合 [疾病入院医療保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合 [疾病入院医療保険金日額×5] (注1)発病について ●継続契約の場合は、この補償をセットして継続されてきた最初の保険期間開始後の発病をいいます。 ●保険期間開始前に発病した病気でも、保険期間開始から1年経過後に受けた手術については、保険金をお支払いします。 (注2)同日に複数回手術を受けた場合などは、お支払い額の多い手術1回分とします。 放射線治療については、最後に放射線治療を受けた日から60日以内に受けたものについては、お支払いできません。	次の事由によって発病した病気など ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●アルコール・薬物依存 ●妊娠・出産(帝王切開などの異常分娩はお支払いします。) ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など

■自転車総合保険の補償概要

補 償	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
●傷害補償 (国内のみ補償) ・被保険者1名 限定特約セット …次頁へつづく	○死亡保険金…日本国内において被保険者が次のケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご加入の保険金額の全額をお支払いします。 ●自転車に乗っている間のケガ ●運行中他の自転車との衝突・接触によるケガ (注)同一保険年度に生じた事故によるケガに対して、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を保険金額から差し引いてお支払いします。 ○後遺障害保険金…日本国内において被保険者が次のケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%～100%をお支払いします。	次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波 など

補 償	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
…前頁つづき ●傷害補償 (国内のみ補償) ・被保険者1名 限定特約セット	●自転車に乗っている間のケガ ●運行中の他の自転車との衝突・接触によるケガ (注)お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、ご加入の死亡保険金額が限度となります。 ○入院保険金…日本国内において被保険者が次のケガにより入院した場合に、[ご加入の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象) ●自転車に乗っている間のケガ ●運行中の他の自転車との衝突・接触によるケガ	
●通院保険金 (国内のみ補償) ・被保険者1名 限定特約セット	日本国内において被保険者が次のケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご加入の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度) ●自転車に乗っている間のケガ ●運行中の他の自転車との衝突・接触によるケガ (※1)骨折・脱臼・靱帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。	「傷害補償」の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ

【用語のご説明】

	用 語	説 明
あ	医 師	被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。
	ウイルス性食中毒	ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
か	危 険 な 運 動	ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
	ケ ガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。 (注)こども総合保険の次の保険金については、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も含みます。 【死亡・後遺障害・後遺障害追加支払・入院・手術・通院・傷害医療費用・入院一時金・救済者費用】 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記 3 要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。
	後 遺 障 害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。
さ	細菌性食中毒	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
	自 己 負 担 額	補償の対象となる事由が生じた場合に被保険者の自己負担となる金額をいいます。
	重度の後遺障害	後遺障害の程度が普通保険約款別表に定める割合で100%のもの(同一事故により2 種以上の後遺障害が生じた場合は、普通保険約款または特約に定める規定により、100%に認定されるもの)をいいます。 例：両眼の失明、咀嚼および言語の機能の全廃…など
	手 術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。 ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
た	同 一 の 病 気	次のいずれかに該当する場合をいいます。(後の病気は前の病気と同一の病気とみなします。) ・入院が終了した日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合 ・入院をしなかった場合は、病院等でその病気の治療を最後に受けた日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合
	特 定 感 染 症	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類～三類感染症で、例えば以下のような感染症をいいます。(2019年 3 月現在)エボラ出血熱、結核、SARS、O157感染症、コレラ、細菌性赤痢、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9 亜型に限ります。)
は	配 偶 者	婚姻の相手方をいいます。なお、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(ただし、これらの事情・状態にあることを、書面などにより確認できる場合に限ります。)
	発 病	医師の診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された場合をいいます。
	被 保 険 者	保険の対象となる方をいいます。
	扶 養 者	お子さま(被保険者)の生活費および学業費用を負担して生計を支えている親権者で、保険加入時にご指定いただいた方をいいます。
	保 険 期 間	引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
	保 険 金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
	保 険 金 額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。
	保 険 年 度	①保険期間に1 年未満の端日数がない場合 初年度については保険期間の初日から1 年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から順次1 年間ずつをいいます。 ②保険期間に1 年未満の端日数がある場合 初年度については保険期間の初日からその端日数期間、第2 年度については初年度の末日の翌日から1 年間とし、以後同様とします。

団体契約加入者用 重要事項説明書

2018年1月1日以降保険始期契約用
2018年9月版

(注) 加入依頼書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

AIG損害保険株式会社

この書面では、こども総合保険、普通傷害保険、自転車総合保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」など)についてご説明しています。事前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

「自動更新のご案内」または「継続のご案内」をお受け取りになったお客さまはご契約の更新(継続)前に必ず、この書面の文言を以下のとおり読み替えてご確認ください。
◆「お申し込み」「お申込み」「申込」→「更新」または「継続」
◆「パンフレット」→「自動更新のご案内」または「継続のご案内」、および「補償概要」

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

お申込みに際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください

お申込みの内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。

この書面は、お申込みに関するすべての内容を記載しているものではありません。ご契約者である団体にお渡しする「保険の約款」により、ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。



このマークに記載の項目は、「重要事項説明書の補足事項」(*)に記載されています。

(※)「重要事項説明書の補足事項」は、弊社ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

- 加入依頼者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

1 契約申込前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

- この保険は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(骨折、やけどなど)をした場合などに、保険金をお支払いします。
- この保険は団体をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方)とする団体保険契約です。
- 保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は契約者である団体が有します。加入される保険の名称、ご契約者となる団体名等につきましては、パンフレット・加入依頼書などをご参照ください。
- 基本となる補償およびセットすることができる主な特約(任意セット特約)はパンフレットにてご確認ください。

(2) 補償内容等

① 補償内容

契約概要

注意喚起情報

【保険金をお支払いする主な場合】【保険金をお支払いしない主な場合】、および特約の詳細については、パンフレットにてご確認ください。

② 補償の重複

注意喚起情報

育英費用補償、個人賠償責任補償、携行品損害補償などのお申込みにあたっては、補償内容が同様の保険契約(この保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、お申し込みください。

なお、パンフレットに記載の各プラン(特約の組み合わせ)の内容を変更(一部の特約の追加・削除)してのご契約はできませんので、ご了承ください。

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更など)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

③ 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

お客さまが実際にお申込みになる保険期間については、パンフレットにてご確認ください。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、以下の要素によって決定されます。お客さまが実際にお申込みになる保険料については、パンフレットなどにてご確認ください。

●保険金額 ●保険期間 ●仕事の内容 ●保険料払込方法 など

② 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法は、パンフレットにてご確認ください。

(4) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約申込時におけるご注意事項

(1) お申込み時のご注意

- お申込み時に、「自動車運転者」「建設作業員」「農林漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」のうち、いずれかの職業に継続的に従事される生徒・学生の方は、取扱代理店または扱者までご連絡ください。
- 職業が次の「お引受けできない職業」に該当する場合には、ご契約をお引受けできません。

お引受けできない職業

炭坑、鉱坑などの坑内で作業を行う方、スタントマン、危険が高いと弊社が判断したプロスポーツ選手、オートテスター(テストライダー)、テストパイロット、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、海面での漁業従事者、トンネル・ダム掘削工、石切・採石作業員、発破員、運転代行運転者、船舶関係従事者、バイク便運転者、ビザ宅配員、船内・沿岸・港湾における運搬作業員、火薬類・強酸・劇毒物などの危険物の製造作業員、潜水作業員、潜函工、壁面などの危険な場所で清掃を行う方、自衛官、警察官、海上保安官、消防員、麻薬取締官

(2) クーリングオフ

注意喚起情報

ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

(3) 死亡保険金受取人

注意喚起情報

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

3 契約申込後におけるご注意事項

(1) ご連絡いただきたい事項

お申込み後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更などが必要となります。直ちに取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。

- ① 加入者証記載の住所・電話番号を変更した場合
- ② 転校・転園などにより団体の構成員(会員)でなくなった場合
- ③ 「自動車運転者」「建設作業員」「農林漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」のうち、いずれかの職業に継続的に従事されるようになった場合
- ④ 特約の追加など、契約条件を変更する場合

(2) 脱退(解約)時の返還保険料(解約返戻金)

契約概要

注意喚起情報

ご加入後、保険契約より脱退(解約)される場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料(解約返戻金)を返還します。
- 解約の条件によって、解約日から保険期間の終了日までの期間に応じて、保険料を返還します。ただし、返還保険料(解約返戻金)は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 保険期間の開始日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。



(注) 解約時の返還保険料の計算方法につきましては、弊社ホームページ(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo/contractor/rp/k/>)をご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(3) 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者とご契約者が異なる場合で、一定の要件に合致するときは、被保険者はご契約者に解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。

その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っています。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金や解約時の返還保険料(解約返戻金)などは次の割合で補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

	保険金	解約返戻金
保険期間 1年以内の契約	100%(破綻後3か月以内の事故) 80%(破綻後3か月経過後の事故)	80%
保険期間 1年を超える契約	90%(※)	

(※) 保険期間が5年を超える契約で、主務大臣の定める率より高い予定利率を適用している契約については、90%から追加で引き下げられることがあります。

(3) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ② グループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④ お客さまとの取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ⑤ その他上記に付随する業務

また、ご本人が同意されている場合のほか、次の場合に外部へ提供する場合があります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含む)へ委託する場合
- ② 再保険の手続きをする場合
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められている範囲に限定します。上記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo>)

(4) 継続契約について

- 保険金請求状況や年齢、補償内容・保険料率の改定などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、同一の内容でご契約いただけないことがあります。

(5) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、弊社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を発生させた場合
- 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求に関して詐欺を行った場合
- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

など

(6) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、「保険の約款」に

定める書類のほか、「重要事項説明書の補足事項」に記載の書類などをご提出いただく場合があります。

 事故が起こった場合の手続、代理請求人制度

その他

 共同保険、契約内容登録制度、加入者証の確認・保管

1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

- 商品・ご契約内容に関するお問い合わせは
0120-338-566(通話料無料)
受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)
- ご不満・ご意見のお申出は お客さまの声室
0120-246-145(通話料無料)
受付時間:午前9時～午後6時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

2. 事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。
(事故以外のお問い合わせは上記1.へご連絡ください。)

事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは
0120-01-9016(通話料無料)
受付時間:24時間365日

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

注意喚起情報

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記の指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人保険オンブズマン

03-5425-7963(通話料有料)

受付時間:平日 午前9時～12時、午後1時～5時
(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)

詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。
<http://www.hoken-ombs.or.jp>

※ IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用にならない場合があります。

お申込み内容に関する確認について

弊社では、お客さまのご意向に沿った保険商品をご提案させていただくことに努めておりますが、ご提案した保険商品がお客さまのご意向に沿った内容であること、お申し込みいただくうえで特に重要な項目が正しく記入されていることをご確認いただいております。お手順をおかけいたしますが、お申込みにあたり、下記の内容についてご確認いただき、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認の結果、修正すべき点があった場合には、ご契約内容を訂正させていただきますので、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。

A 希望される主な補償や保険金額、保険期間、補償の重複、被保険者欄の記載項目などについてご確認ください。

- この保険は、ケガによる死亡・後遺障害や入院・通院などを主な補償としています。ご希望どおりであるかご確認ください。
- 「補償の内容」や「特約の内容」、「保険金額」、「保険期間」、「保険料」、「保険料の払込方法」はご希望どおりであるかご確認ください。補償内容の詳細については、パンフレットなどにてご確認ください。
(注)「保険金額」や「保険期間」などについては、ご契約内容や弊社規定などによって、ご希望に沿えない場合もございます。
- 契約者配当金制度は、この保険には適用されません。
- 既にご加入されている保険契約の一部または全てと補償が重複する場合がありますので、その保険契約の補償内容もご確認ください。
- 被保険者の「氏名」「生年月日」「性別」を正しく記入されているかご確認ください。

B 被保険者となる方の範囲についてご確認ください。

転校・転園などにより団体の構成員(会員)でなくなった場合は、補償の継続ができなくなるため、必ずご連絡ください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

お申込みに際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

 の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。